



保健福祉課障害福祉係からのお知らせ

問 保健福祉課 障害福祉係 ☎ 476-1111 (141)

◆そお地区障がい者相談支援センターの巡回相談について

そお地区障がい者相談支援センターでは、障がい者やその家族の方からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行っております。

専門の相談員が、日常生活での悩み事の相談、障がい福祉サービスの利用支援、就労についての相談支援など、来所や電話での相談のほか訪問による相談も受けております。

また、次のとおり巡回相談を実施しておりますので、ご予約のうえご利用ください。

○場 所 大崎町保健センター 相談室 ○時 間 午前10:00~12:00

○予約先 大崎町役場保健福祉課障害福祉係 ☎099-476-1111 (内線141・142)

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
30日(水)	13日(水) 27日(水)	11日(水) 25日(水)	8日(水) 22日(水)	12日(水) 26日(水)	17日(水) 31日(水)	14日(水) 28日(水)	12日(水) 26日(水)	16日(水) 30日(水)	13日(水) 27日(水)	13日(水) 27日(水)



保健福祉課高齢福祉係からのお知らせ

問 保健福祉課 高齢福祉係 ☎ 476-1111 (143)

◆あなたの地域（集落）で『ふれあい・いきいきサロン』を設立されませんか

保健福祉課では平成24年度事業として社会福祉協議会と連携し、各地域に『ふれあい・いきいきサロン』づくりを推進しております。

ふれあい・いきいきサロンとは、ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いて行ける場所、例えば、公民館、集会所、個人の家に集い、食事やお茶をとりながら、レクリエーション、おしゃべり、ゲーム、体操など、『気軽に』『無理なく』『楽しく』話して笑い、わきあいあいとした時間を過ごすことです。

是非、あなたの地域（集落）でも、仲間づくりや生きがいづくりの場となる『サロン』を設立して楽しい時間を過ごしてみたいかがでしょうか。

なお、サロンの立ち上げを希望される地域（集落）は、役場保健福祉課又は社会福祉協議会までお問い合わせください。

【サロンの設立条件等】

1. 参加対象者・・・地域内の概ね65歳以上の高齢者
2. 参加人員・・・・・・概ね10人以上  
(ただし、地域の実情に応じた人数(10人以下)でも可能です。)
3. 開催場所・・・・・・集落の公民館、集会所、個人の家等
4. 活動の頻度・・・・・・原則月1回程度(ただし、地区の実情に応じ弾力的に対応いたします。)
5. 助成金

	助 成 金 額
グループ設立年度	30,000円
2年目以降	20人未満 20,000円
	20人以上 30,000円

【お問い合わせ先】

大崎町役場 保健福祉課 高齢福祉係  
☎476-1111 (内線143)

大崎町社会福祉協議会  
☎476-3663

